

和光市立地適正化計画【防災指針に対するご意見と対応】

◇6月6日に開催した第5回策定委員会や、その後の大沢委員長・中村副委員長への個別確認における、防災指針に係るご意見と、修正事項は以下のとおりです。

第5回(6/6)策定委員会等でのご意見

No.	発言者	意 見
16	青木委員	・発生頻度の説明が理解できていないため教えてほしい。注釈において、「1/100の降雨とは、毎年、1年間にその規模を超える降雨の発生する確率が1/100(1%)の規模の降雨」とあるが、100日間の雨が降れば1日は想定される被害が出るという意味か。
18	青木委員	・年超過確率1/100は何ミリメートルの雨量が何年に一度起きる、といった説明とした方が良いのではないか。
19	大沢委員長	・その際、和光市付近の令和元年東日本台風の降雨量がどの程度だったのかなど、過去の降雨の情報で補足しつつ説明すると、イメージが付きやすい。
24	中村副委員長	・降雨の発生確率について補足させていただく。年超過確率 1/100 の場合、100 年毎の発生だと思われるが、何万年単位でみると1週間に以内に起こる可能性もある。また、雨の降り方によっても危険性は変動するため、降雨量と確率の両方を明記した方が分かりやすい。

No.	発言者	意 見
24	中村副委員長	・内水浸水想定区域との重ね図については、建物分布だけではなく、アンダーパスの箇所も凡例に加えた方が良い。
59	中村副委員長	・図に示したアンダーパスのうち、ポンプなどの排水能力が不足している箇所があれば指摘すべきだと思います。

No.	発言者	意 見
30	青木委員	・洪水に関して、計画規模で浸水深が3m以上は居住誘導区域に含めないが、想定最大規模で浸水深3m以上は居住誘導区域に含めるとしているが、その違いが理解し切れていない。
31	大沢委員長	・資料の流れとしては、想定最大規模と計画規模のどちらの浸水深を和光市は採用するのか、といった考え方の提示があった上で、どちらかだけを掲載したほうが良い。並列で表記してしまうと、ご意見のような混乱と誤解を招いてしまう。
33	青木委員	・計画規模で浸水深が3m以上は居住誘導区域に含めないが、想定最大規模で浸水深3m以上は居住誘導区域に含めるとなっているため、結果的に計画規模の浸水深3m以上も含めることとなる、といった理解で良いのか。
34	大沢委員長	・想定最大規模では許容し、計画規模では許容しないといった内容を並列で表記することで混乱するため、再整理をお願いしたい。
58	大沢委員長	・計画規模を対象とすることでよいですが、既往最大クラスに対しては、リスクの低減と避難で対応することわかるようにしていただければと思います。
61	中村副委員長	・考慮する対象を「計画規模降雨」として明示することは問題ないと思います。ただし、「計画規模降雨」で浸水深3m以上のエリアは「想定最大規模降雨」で浸水深3m以上のエリアにすべて含まれるはずで、そのため、「想定最大規模降雨」の説明において、「ただし、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域のうち、計画規模降雨で浸水深3m以上のエリアは居住誘導区域に含めない」といった記述が必要になると思います。 ・「計画規模降雨」で浸水深3m以上のエリアは「想定最大規模降雨」で浸水深3m以上のエリアに包含され、より狭いエリアであることがわかるようなイラストがあったほうがわかりやすいと思います。 ・また、以上のことから「計画規模降雨」で浸水深3m以上のエリアは垂直避難が困難で、人命に影響を及ぼすことから居住誘導区域に含めない、という理由だけでは、「想定最大規模降雨」で浸水深3m以上のエリアを居住誘導区域に含めない理由の説明にならないと思います。「計画規模降雨」のほうが「想定最大規模降雨」よりも発生確率(頻度)が高いので、避難対策だけでなく、居住誘導の対策が必要である、といったような内容の説明が必要だと思います。 ・問題となるのが、想定最大規模降雨で「居住誘導区域」かつ「浸水深 3m以上」のエリアです。垂直避難は困難であるが、計画規模降雨で「浸水深 3m 以上」のエリアよりも避難先となる高台に近いので、避難対策等で対応する、といったような説明が必要に思います。 →(説明例)想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域のうち、浸水深 3m 以上の箇所(ただし、計画規模降雨で浸水深 3m 以上の箇所を除く)については、計画規模降雨よりも発生頻度が低く、また、計画規模降雨で浸水深 3m 以上の箇所よりも避難先となる高所・高台に近いので、避難対策等のソフト対策で対応します。

No.	発言者	意 見
11	伊藤委員	・話の主旨とは違うかもしれないが、市内には狭い道路が多いので、待機場所を設けることを検討してほしい。
23	大沢委員長	・内水対策の場合は調整池、外水対策の場合は調節池となるため、その点の使い分けも含めて、何のための対策かを整理しておくのと良い。最後の取組施策の記載において、内容を整理できると良い。
37	中村副委員長	・取組施策については、新しい取組施策も掲載しているが、既存の取組施策についてもこれまでの取組内容を充実させる視点があることが望ましい。先ほどの伊藤委員の道路待機スペースについては、「(7)建物倒壊や火災の危険度が高い地域の改善」に入れ、「(4)河川施設、内水予防施設の整備」には、アンダーパスに関する記載等ができれば良い。また、想定最大規模の浸水深3m以上を許容する場合は、そのエリアについては、「(11)避難路・避難場所等の確保」を優先的にやるべきエリアとなるため、その点に言及できると良い。医療施設などの重要な施設は浸水対策が備わった施設を増やしていけるようにしたい。
41	青木委員	・火災延焼の危険性が高い地域には、防火地域、準防火地域が指定されていないエリアもあると思うが、今後はどのように考えているか。
45	越野委員	・取組施策について、スケジュールの表現を工夫していただきたい。現在、既に進めている施策であるならば、「今後は継続してブラッシュアップ」といった表現にするなど、現状と今後の進め方が伝わるようにしていただきたい。
53	関口委員	・互助の視点を追加したらよいと思う。
62	中村副委員長	・「避難対策」の黄色マーカーの部分で「居住誘導区域外等の」は不要と思います。特に、「想定最大規模降雨で浸水深3m以上のエリアのうち、計画規模降雨で浸水深3m「未満」のエリアで「居住誘導区域」になっているエリアは、特に避難対策を強化すべきだと思います。 ・また、「避難路」の確保に加えて「避難場所」の確保(新設)も必要だと思います。

修正事項

【修正事項1】

◇降雨量と発生頻度の関係性について、近隣の降雨量の実績も用いながら再整理を行った

本資料
2ページ
参照

【修正事項2】

◇当該図面にアンダーパスの箇所も追加し、分析を行った

本資料
3ページ
参照

【修正事項3】

◇居住誘導区域の設定において和光市として考慮する対象を「計画規模降雨」として明示し、想定最大規模降雨を除いた計画規模降雨のみを具体的な検討資料として掲載した
◇また、計画規模降雨の内容ではより文章を充実するとともに、イラストを用いて視覚的に分かりやすい内容へ修正した

本資料
4ページ
参照

【修正事項4】

◇取組施策について、今後の取組予定等を踏まえ内容を追記した
◇スケジュールについて、計画策定を踏まえた取組強化等が分かる内容へ修正した

本資料
5～6ページ
参照

【修正事項1】 降雨量・発生頻度の関係性、近隣の降雨量の実績の追記

【修正箇所】⇒防災指針6ページ

- ① 和光市で想定されている浸水想定3種類を再整理
- ② 洪水浸水想定区域を作成する上で前提となる「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」の内容を掲載

②洪水

ア.洪水浸水想定区域(浸水深・浸水継続時間)

洪水は、大雨が降り続き河川の水位が上昇し、堤防を越えることや堤防が決壊することで河川の水があふれることを言います。

洪水が発生した場合に想定される区域として、和光市に関連するものとしては、以下の3種類が国・県より公表されています。

「和光市内で想定されている浸水想定の種類」

【洪水浸水想定区域】

作成主体：国土交通省

作成目的：洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の低減を図る

作成内容：i) 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）
ii) 計画規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深）

【水害リスク情報図】

作成主体：埼玉県

作成目的：上記の水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川(18 河川)以外の県管理河川について、同様の内容で作成

作成内容：i) 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）
ii) 計画規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深）

【多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ】

作成主体：国土交通省

作成目的：土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することに活用

作成内容：多段階の浸水想定図（浸水深）及び水害リスクマップ

また、洪水浸水想定区域を作成する上で前提となる「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」については、以下のとおりです。

「計画規模降雨と想定最大規模降雨の内容」

降雨の区分	計画規模降雨	想定最大規模降雨
法制度	平成 13 年の水防法の改正より	平成 27 年の水防法の改正より
降雨の条件	河川整備において基本となる降雨	各地域で観測された最大の降雨量に基づく想定し得る最大規模の降雨
目 的	堤防整備等の洪水防御に関する計画を検討する際の基本となる降雨を前提に作成	近年での計画規模降雨を超える豪雨が多発したことを受けて、ハード対策では守り切れない事態を想定し、人命を守るための避難体制等の充実・強化の参考とするために作成
年超過確率 (和光市の場合)	1/100~1/200	1/1,000
想定降雨量 (荒川流域、 3日間総雨量 の場合)	467~516mm	632mm

【修正箇所】⇒防災指針8ページ

- ③ 降雨の区分に基づく、「年超過確率」と「想定降雨量」を比較できるように表形式で整理併せて、「年超過確率」の解説について、前回資料よりも詳しく説明
- ④ 想定降雨量の参考に、令和元年東日本台風における近隣(東松山市)の堤防決壊と、その際の降雨量等を掲載

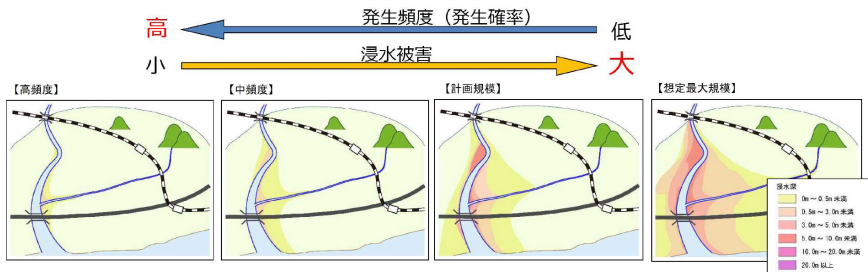
「降雨の区分に基づく想定」

降雨の区分	高～中頻度			計画規模		想定最大規模
洪水想定				洪水浸水想定区域		
				水害リスク情報図		
	多段階の浸水想定図 ※和光市内は 1/10~1/50 は想定なし					
年超過確率	1/10	1/30	1/50	1/100	1/200	1/1,000
想定降雨量 (荒川流域、 3日間総雨量 の場合)	299mm	380mm	417mm	467mm	516mm	632mm

年超過確率とは

◇例えば、年超過確率1/100の降雨とは、1年間のうち、“想定する雨量”を超える降雨が発生する確率が1/100(1%)の降雨のこと。100年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、100年の間にその規模を超える降雨が複数発生することもある。
(上記の表において、年超過確率 1/100 の降雨とは、1年間のうち、荒川流域の3日間総雨量 467mm を超える降雨が、1/100の確率で発生することを意味します)

「洪水の発生頻度(年超過確率)と浸水被害の関係性」



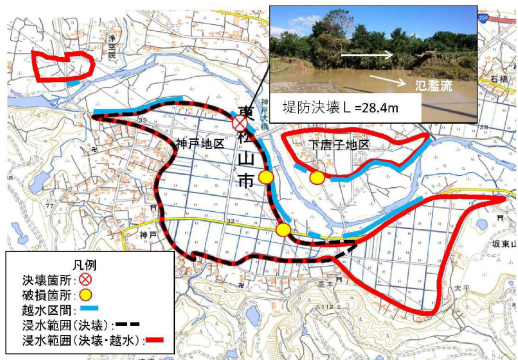
出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

(参考)令和元年東日本台風における近隣の堤防決壊と降雨量

令和元年 10 月に発生した台風 19 号では、東松山市を流れる荒川水系都幾川で堤防決壊・越水が発生し、約 140ha の浸水被害をもたらしました。

令和元年台風19号における都幾川流域の総降雨量の実績	453.8mm
荒川水系都幾川の洪水浸水想定区域における想定降雨量(3日間)	
想定最大規模降雨	740mm
計画規模降雨	462mm

出典：令和元年台風 19 号洪水による堤防決壊調査報告書（埼玉県河川砂防課）
荒川水系都幾川洪水浸水想定区域図（国土交通省荒川上流河川事務所）



【修正事項2】 内水浸水想定区域の重ね図にアンダーパスの箇所を追加

【修正箇所】⇒防災指針69ページ

- ① アンダーパス部に関する説明文を追加
- ② 図面内に、市内のアンダーパスの6箇所の位置を追加

分析 9 内水浸水想定区域×建物階数・都市施設(アンダーパス)

【分析の視点】 垂直避難が困難な地域があるか／災害時に通行可能か

- 内水浸水想定区域と建物階数の関係を見ると、垂直避難が困難な住宅は、市内全域では 22 戸あります。
- 市街化区域では、各地に点在しており、19 戸となっています。市街化調整区域では一部見られます。
- 鉄道と交差するアンダーパスが 6 箇所あり、想定される浸水深も周囲と比べて深い状況です。なお、4 箇所においては、想定される浸水に対する排水能力を満たしたポンプ施設を設置しています。

「内水浸水想定区域と建物分布の重ね図」



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
垂直避難が困難な住宅	22（0.2%）	19（0.1%）

69

【修正箇所】⇒防災指針70ページ

- ③ ポンプ施設を設置した4箇所のアンダーパス部の位置図を追加

「想定される災害リスク等」

◇被災想定建物（市内全域）

浸水深 0.5～3.0mとなる地域の1階建て住宅数	北地域	12戸	東地域	1戸	計 21戸
	中央地域	5戸	南地域	3戸	

・人の背丈を超える浸水深になるおそれがあり、一般的な1階建ての住宅においては、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性があります。

浸水深 3～5mとなる地域の1～2階建て住宅数	北地域	0戸	東地域	0戸	計 1戸
	中央地域	1戸	南地域	0戸	

・浸水深が3m以上となると、一般的な2階建ての住宅においても浸水し、垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5～10m以上となる地域の1～4階建て住宅数	北地域	0戸	東地域	0戸	計 0戸
	中央地域	0戸	南地域	0戸	

・浸水深が5m以上となると、建物3階まで床上浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉2・3・7・8丁目、下新倉4・5丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が13戸立地しており、一定の居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
中央地域	新倉1丁目、本町、丸山台1丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が6戸立地しており、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。 鉄道と幹線道路等が交差する箇所において、6箇所のアンダーパスが存在し、内水が溜まりやすい形状のため、周知と比べて深い浸水深が想定されており、歩行者・自動車ともに通行が困難となる可能性があります。
東地域	白子2丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が1戸立地しており、一部居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	広沢、南1丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が4戸立地しており、一部居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。

「ポンプ施設を設置したアンダーパス部の位置」
鉄道と交差する6箇所のアンダーパス部のうち、4箇所ポンプ施設を済み。



70

【修正事項3】 居住誘導区域を設定する際に考慮すべき区域を「計画規模降雨」として明示

【修正箇所】⇒防災指針86ページ

- ① 本市として居住誘導区域を設定する際に考慮すべき区域を「計画規模降雨」とする説明・イラストを追加
※前回の委員会資料で具体的検討として掲載していた「想定最大規模降雨」は削除し、「計画規模降雨」のみを掲載するものとした(防災指針89ページ参照)

(取組方針の方向性を決定する上での「洪水浸水想定区域」の考え方)

洪水浸水想定区域においては、「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」がありますが、本市における居住誘導区域を設定する際に考慮すべき区域は、「計画規模降雨」とします。

「計画規模降雨」による洪水浸水想定区域

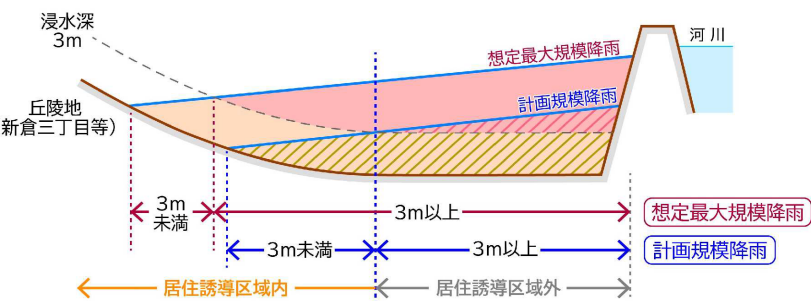
- ◇「想定最大規模降雨」よりも発生頻度は高く、近年の水害の頻発・激甚化の傾向を踏まえ、避難対策等のソフト対策のみならず、居住誘導による対策を必要とする区域とします。
- ◇その中でも、浸水深3m以上の箇所については、一般的な2階建ての住宅において、屋内に留まっての垂直避難が困難となり、人命にも影響を及ぼす可能性があることから、居住誘導区域には含めないものとします。

「想定最大規模降雨」による洪水浸水想定区域

- ◇堤防整備等のハード対策だけでは対応しきれない事態を想定し、社会全体が災害リスクを共有し、減災対策に取り組むことを目的として区域が公表されており、人命を守るための避難体制の充実・強化等を進めることが必要となります。
- ◇そのため、本市においては、国主導による荒川の総合的な流域治水に基づくハード対策等とともに、洪水ハザードマップ等による周知や、前述で整理した災害リスクを適切に伝えることを通じて、和光市民や事業者等の関係者全員が災害リスクを共有し、防災訓練や避難対策等のリスクを低減するためのソフト対策に取り組むものとします。
- ◇想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域のうち、浸水深 3 m以上の箇所（ただし、計画規模降雨で浸水深 3 m以上の箇所を除く）については、計画規模降雨よりも発生頻度が低く、また、計画規模降雨で浸水深 3 m以上の箇所よりも避難先となる高所・高台に比較的近いため、避難対策等のソフト対策で対応します。

《洪水浸水想定区域での浸水深ごとの範囲のイメージ》

- ◇想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域は、計画規模降雨と比べて、範囲が広く、浸水深も深いものとなります。
- ◇計画規模降雨で浸水深 3m 以上の箇所については、居住誘導区域に含めないものとなります。



【修正事項4】 取組施策の文言の追記、スケジュールの表現の修正

【修正箇所】⇒防災指針95～96ページ

① 取組施策について、今後の取組予定等を踏まえ内容を追記

② スケジュールについて、立適の策定を踏まえ、取り組みを特に強化・充実するものや、新たに取り組むもの等が分かるように修正

6. 具体的な取組・スケジュール

※「取組施策」において、既存計画をもとにしたものは、次の記号を付しています。

【総計】：第五次和光市総合振興計画

【強靱】：和光市国土強靱化地域計画

【都市】：和光市都市計画マスタープラン

【地域】：和光市地域防災計画

また、◆の施策は、上記の既存計画に掲載していない、今回の防災指針の検討を踏まえて必要と考えられる、新規もしくは既存の取組の充実に関する施策です。

※「担当課」は、既存計画に記載の課だけではなく、事務局で所管課と想定される課を記載しています。

※「スケジュール」の矢印は、次のことを表しています。

→（細線）：これまでの取り組みを継続して実施するもの

→（太線）：立地適正化計画の策定を踏まえ、これまでの取り組みを特に強化・充実するもの

→（太線）：立地適正化計画の策定を踏まえ、新たに取り組むもの

→（破線）：調査・検討に基づき、適宜実施するもの

視点	方向性	分 類				取組施策	実施主体				スケジュール			担当課
		土砂災害	洪水	内水	地震・火災		国	埼玉県	和光市	市民等	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの回避	対策工事	●				1) 急傾斜地安全対策工事 ◇土地所有者や管理者による安全対策の促進【都市】 ◇がけ地近接等危険住宅除却事業による土砂災害特別警戒区域内の危険住宅の除却の推進【強靱】 ◇埼玉県などと連携した崩壊防止対策の推進【都市】		●	●	●	→			道路安全課 危機管理室
	規制誘導	●	●			2) 立地適正化計画制度に基づく居住誘導 ◆居住誘導区域外とした土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、安全性の調査が未実施の大規模盛土造成地、家屋倒壊等氾濫想定区域、洪水浸水想定区域（計画規模で浸水深 3m以上）での立地適正化計画に基づく届出制度による居住誘導			●		→			都市整備課
	確認調査	●				3) 大規模盛土造成地の確認調査 ◇宅地耐震化推進事業による変動予測調査の実施と、結果に基づく、滑動・崩落のおそれがある大規模盛土造成地における対策工事の実施【強靱】			●	●	→	→		建築課
リスクの低減（ハード対策）	治水対策		●	●		4) 河川施設、内水予防施設の整備 ◇排水機場、排水ポンプ場の整備【都市】 ◇雨水幹線・枝線の整備【総計】 ◆和光北インター東部地区土地区画整理事業による調整池の整備 ◆まちづくり条例による雨水貯留・浸透施設の整備促進 ◆アンダーパス部の冠水対策	●	●	●		→	→	→	下水道課 道路安全課 都市整備課
	流域治水		●			5) 荒川の流域治水プロジェクトの推進 ◆国主導による流域自治体等の横の連携に基づく、総合的な荒川の流域治水の推進（堤防整備・河道掘削・調節池整備など）	●	●	●		→	→	→	（国・県・関係市町村）
	雨水流出抑制			●		6) 保水機能の保全 ◇遊水池・調整池の整備、公共下水道における雨水対策【都市】 ◇グリーンインフラの取組の推進、雨水浸透型の排水施設や透水性舗装による雨水の地下浸透の推進【都市】	●	●	●		→	→	→	下水道課 都市整備課
	耐震化・不燃化 道路拡幅				●	7) 建物倒壊や火災の危険度が高い地域の改善 ◇木造住宅が密集する地区や緊急車両の進入が困難な地区における、建築物の耐震化・不燃化、道路拡幅や待避所の確保、オープンスペースの確保などによる安全性の向上【都市】【地域】			●	●	→	→	→	建築課 道路安全課 都市整備課
	市街地改良				●	8) 和光市駅北口周辺の防災性向上 ◇駅北口周辺における土地区画整理事業や市街地再開発事業による地域の防災性・安全性の向上【都市】			●		→	→	→	駅北口土地区画 整理事務所

① 修正・追記箇所は黄色マーカー

②

視点	方向性	分 類				取組施策	実施主体				スケジュール			担当課
		土砂災害	洪水	内水	地震・火災		国	埼玉県	和光市	市民等	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの低減（ハード対策）	延焼遮断帯確保				●	9) 延焼遮断帯の整備・保全 ◇市街地火災での延焼拡大の防止や、市街地の安全性を高める上で効果的な機能を有する農地、緑地などの保全【都市】 ◇主要な道路における延焼遮断帯としての沿道整備、建築物の不燃化などの推進【都市】			●	●				建築課 道路安全課 都市整備課
					●				●					
	建物対策		●	●	●	10) 民間・公共施設の耐震化・不燃化・水害対策 ◇公共建築物の耐震化と適切な維持管理、防災施設の計画的な更新【総計】【都市】【強靱】 ◆民間施設や住宅の耐震化・不燃化・水害対策による被害軽減の促進			●					資産戦略課 建築課
					●					●				
	避難対策	●	●	●	●	11) 避難路・避難場所等の確保 ◇都市計画道路などの整備推進による、市内の避難路網（道路幅員 12m以上）の確立【都市】 ◆洪水浸水想定区域内から高台への避難路・避難場所の確保 ◇生産緑地地区の避難場所としての指定、公園の適正配置等のオープンスペースの確保【都市】 ◇国・民間施設との協定による避難場所の確保【都市】 ◆避難所・避難場所となる小学校における複合化による防災性の向上（マンホールトイレ・グラウンドや校舎敷地の高上げなど）		●	●					危機管理室 公園みどり課
					●				●					
					●		●		●	●				
					●				●					
	ライフラインの防災性向上	●	●	●	●	12) ライフラインの災害対応力強化と早期復旧 ◇発災時におけるライフライン機能の維持・確保や、早期復旧を図るための電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関との連携による災害対応力の強化【強靱】 ◇燃料供給ルートの実確な確保のための輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等の推進【強靱】			●	●				危機管理室
	防災施設整備	●	●	●	●	13) 防災施設の計画的な整備 ◇計画的な防災施設の更新・備蓄食糧の管理・災害用資材の整備【総計】【強靱】【地域】			●					危機管理室
リスクの低減（ソフト対策）	規制誘導		●			14) 戸建て住宅の高床化等に資する地区計画等の検討 ◆浸水想定エリアにおける地区計画等の都市計画制度を用いた、居室の床面の高さの最低限度、敷地の地盤面の高さの最低限度等の検討			●	●				都市整備課
					●	15) 建物の不燃化促進 ◇火災に強いまちへの転換を図るための防火・準防火地域の指定と適切な運用【地域】			●					都市整備課
	意識啓発	●	●	●	●	16) 防災意識の啓発 ◇各種ハザードマップの周知・防災教育等による、市民の防災意識の醸成【強靱】 ◇「マイ・タイムライン」の作成・周知【強靱】【都市】				●				危機管理室
	防災体制	●	●	●	●	17) 防災体制の充実 ◇防災訓練や互助・共助による防災体制の充実のための地域防災組織などの活動援助の実施【総計】【強靱】【地域】 ◇他自治体や国などの機関、民間などとの災害時応援協定の充実・連携強化【総計】【強靱】 ◇災害時要配慮者に対する対策の検討【総計】【強靱】【地域】 ◇埼玉県南西部消防本部との連携強化、消防団体制の強化などの消防体制強化【総計】【強靱】【地域】		●	●	●				危機管理室
					●				●					
					●				●					
					●				●					
	情報発信	●	●	●	●	18) 情報伝達手段の計画的な整備 ◇防災行政無線、緊急速報メール、和光市防災・防犯情報メール、ホームページ、SNS 等様々な媒体を活用した伝達の実施【総計】【強靱】【地域】			●					危機管理室
	事前準備	●	●	●	●	19) 復興まちづくりの事前準備 ◇市民や職員の人材育成など、復興体制の構築【都市】 ◇復興事前準備の推進【都市】			●	●				危機管理室

① 修正・追記箇所は黄色マーカー

②